

## 平成23年度漁業者等緊急保証対策事業の概要

漁業者等緊急保証対策事業は、東日本大震災により、漁業生産基盤や漁協の事業施設が壊滅的な被害を受けている状況を鑑み、漁業者の復旧・復興のための漁船建造資金、運転資金、漁協の復旧資金等に対する緊急的な融資保証支援として、基金協会が円滑に債務保証を行えるよう求償権償却経費を助成するとともに、漁業者の保証料負担を軽減できるよう、当該債務保証に係る特別準備金の積立費用に充てるための資金に対して助成するもので、保証引受規模は905億円（第1次補正予算で630億円、第3次補正予算で275億円）、保証引受期間は平成24年3月末までとなっている。

### 【内 容】

1. 保証対象者は地震や津波の罹災証明や福島原発事故による売上減少等の証明などを提出できる中小漁業者等。
2. 保証対象資金は保険の対象となる全資金。ただし、漁協等が借り入れる負債整理資金については、漁協経営再建資金に限る。
3. 保証限度額は無し。
4. 出資金は、会員であれば保証額に応じた出資は不要である。共同利用の場合も、組合が会員であれば保証額に応じた出資は不要となっている。
5. 保証割合は100%である。ただし、経営安定資金については、部分保証が適用される。
6. 保証料は、1年目は国が全額助成。2年目以降は保証料が必要。
7. 担保および保証人は、いずれについても、新たな徴求は行わない。
8. 保証期間は最大23年。